

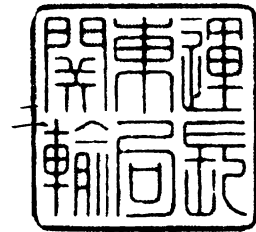
認 可 書

殿

令和4年8月26日付けで申請のあった一般乗用旅客自動車運送事業  
(一人一車制個人タクシー)の運賃及び料金(事前確定運賃)の変更は、申  
請のとおり認可する。

令和4年9月15日

関東運輸局長 新田 慎



【 条 件 】

- (1) 荒天、イベント等による大規模な交通規制の発生により、事前確定運賃の実施が困難になると予想される場合には、配車アプリ等においてその旨旅客に周知すること。
- (2) 1回の運送における事前確定運賃額が距離制運賃により算出した運賃額に比して大きく乖離する等不適切な運用が行われている事実を確認した場合は、道路運送法第31条に基づく事業改善命令の対象となることがあること。
- (3) 配車アプリ等を変更または追加するときは、関東運輸局長に、平成31年4月26日付け関東運輸局長公示「一般乗用旅客自動車運送事業の事前確定運賃に関する認可申請の取扱いについて」2.(3)①の資料を添付して通知すること。
- (4) 国土交通省が配車アプリ等の仕様について質問した場合には、これに回答すること。また、その回答結果に基づき、事前確定運賃の適切な運用に支障を生じるおそれがあると認められるときは、仕様の変更その他の適切な処置を講じること。